

(様式B-2②)

媒体資料

(その他企画提案募集用)

■企画募集対象について

名称	保土ヶ谷区役所戸籍課カウンター広告事業
所在地(場所)	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9
利用者数 ・利用者層	約250,000人/年(22年度) 全ての年代で利用があるが、40~60代の利用者が一番多い。
施設等概要	保土ヶ谷区役所1階戸籍課
広告設置場所 概要	戸籍課案内窓口及び戸籍課2番~3番窓口カウンター下、記載台4基 ※近くに広告を活用した番号表示板が設置されています。(別紙1参照)
その他必要に応じて項目を追加・変更してください	

■掲載可能な広告について

掲載位置	スペース(縦×横)	枠数
下記「地図・写真等1、2」参照	mm× mm	計 8 枠

広告掲載が望ましくない業種・内容	戸籍課窓口の性質上、出生、死亡、婚姻、離婚等に係る業種の広告掲載については協議させていただきます。
※上記に関わらず、横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準を遵守してください。	
設置条件	安全性に十分に配慮したもの。
屋外広告物申請	必要・ 不必要 (広告掲載にあたり屋外広告物許可が必要な場合は、実施前に申込者において申請及び手数料納付を行ってください)
制作費等	上記広告料には、広告物の制作費・設置費等の経費を含んでいません。制作及び設置・原状回復等の作業及び費用は広告掲出者において御準備及び御負担ください。
掲出期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日 なお、掲出の事前に必ず横浜市所管に対して広告図案を提示して広告内容の審査を受け、横浜市の指示に従ってください。

■発行元

横浜市 保土ヶ谷区 総務部 戸籍課 戸籍担当

保土ヶ谷区役所戸籍課の広告媒体について (募集案内)

1 募集内容

保土ヶ谷区役所戸籍課では、戸籍課窓口カウンター前面、記載台等に広告の掲載を予定しています。

その掲載にあたり、**広告取り扱い代理店様**（以下「代理店様」と言う。）を募集いたします。

代理店様は、広告掲載について**広告主の募集、掲載及び撤去、広告料の徴収等**をしていただきます。（詳細については別途協議いたします。）

2 広告掲載が可能な場所

保土ヶ谷区役所 1階戸籍課（「別紙1 フロアーレイアウト」、「別紙2 広告の掲示場所」を参照ください。）

(1) 戸籍課案内及び各窓口のカウンター（別紙の①・②です）

②は戸籍課の案内窓口、①は、証明書の発行等を行う窓口です。

それぞれのカウンターに広告フィルム等を貼り付けることができます。

- ・ 設置できるもの

カウンター前面に、フィルム形式等の広告を掲載できます。

- ・ サイズ

- ◆ ①のカウンター 縦65cm×横59.4cm

- ◆ ②のカウンター 縦64cm×横27.5cm（11.8cm+5.9cm+9.8cm）

- ・ 条件

広告フィルム等の製作及び設置・撤去は、**広告主様（広告代理店様）**が行ってください。

(2) 記載台（別紙の③・④・⑤・⑥です）

来庁者が利用する記載台です。

- ・ 設置できるもの

記載台の記載例を掲示する仕切りの上部に**広告看板**を設置できます。

- ・ サイズ

- ◆ ③の記載台 縦32cm×横11.3cm（片面）

- ◆ ④の記載台 縦32cm×横8.4cm

- ◆ ⑤の記載台 縦32cm×横22.6cm（並列2基分）

- ◆ ⑥の記載台 縦40cm×横11.3cm（片面のみ広告可）

- ・ 条件

広告看板の製作及び設置・撤去は、**広告主様（広告代理店様）**が行ってください。

記載台の上に広告を設置できる面がないので、新たに面を作成する必要があります。

3 広告掲載の基準

横浜市広告掲載要綱及び横浜市広告掲載基準に準じます。

広告デザインについては、保土ヶ谷区戸籍課と調整させていただきます。

また、戸籍課という窓口の性質上、出生、死亡、婚姻、離婚等に関わる業種の広告掲載については協議させていただきます。（例：墓地の案内、結婚紹介所、弁護士の離婚相談等）

4 企画提案の条件

(1) 企画提案について

別紙「1, 2, 3」に基づき、掲載場所①～⑥に関する広告料提案額、年間広告料納付見込額及び根拠に関する資料（実績等）、希望する契約期間、広告の設置及び撤去方法についてご提案下さい。

提案は別紙「1, 2, 3」を基本としますが、よりよい提案がありましたらその方法を含めてご提案下さい。

掲載場所はホール及び通路のため、安全性に御配慮いただきますようお願いいたします。

広告の掲載及び撤去に伴う工事は代理店様で行ってください。

(2) 広告料について

代理店様は、①～⑥の掲載場所について一括して取り扱っていただくことになります。

代理店様は広告主様が付いた①～⑥の掲載場所について、別途定める契約金額を横浜市に納付していただきます。

横浜市の納付希望金額は「別紙3 納付希望金額」のとおりです。

納付希望金額を下回る金額についても提案を受付けます。

ただし、提案された広告料が、納付希望金額を大幅に下回る場合は、契約を行わない場合があります。

また、①～⑥については、行政財産の目的外使用となりますので、別途使用についての申請及び使用料の納付が必要となります。

5 契約期間

代理店1社が一括して取り扱い1年単位で契約いたします。（最長5年まで更新可）

企画提案していただいた代理店様と交渉いたします。

（掲載取扱いの詳細等についての協議をさせていただきます。）

広告掲載が可能となった場合は、横浜市と契約書を交わさせていただきます。

6 お申込み方法

別紙の必要事項を記入の上、下記申込先にEメール・FAX・郵送のいずれかの方法で提出してください。

【お申込み・お問い合わせ先】

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9

保土ヶ谷区戸籍課戸籍担当 川島、鈴木

電話：045-334-6231 FAX：045-335-6781

Eメール：ho-koseki@city.yokohama.jp

7 募集期間

平成24年2月8日 ～ 平成24年2月22日午後5時まで

8 審査方法

広告料の提案金額及び提案内容を総合的に判断して審査します。

ただし、提案された広告料が、納付希望金額を大幅に下回る場合は、契約を行わない場合があります。

9 その他

広告の掲載をするために、カウンターや記載台等の備品に柱や板等を設置する場合、その施工及び費用負担は広告主様（広告代理店様）において行ってください。

また、広告の契約が終了した場合、特別の場合を除いては、現状の回復をしていただきます。

■地図・写真等 1

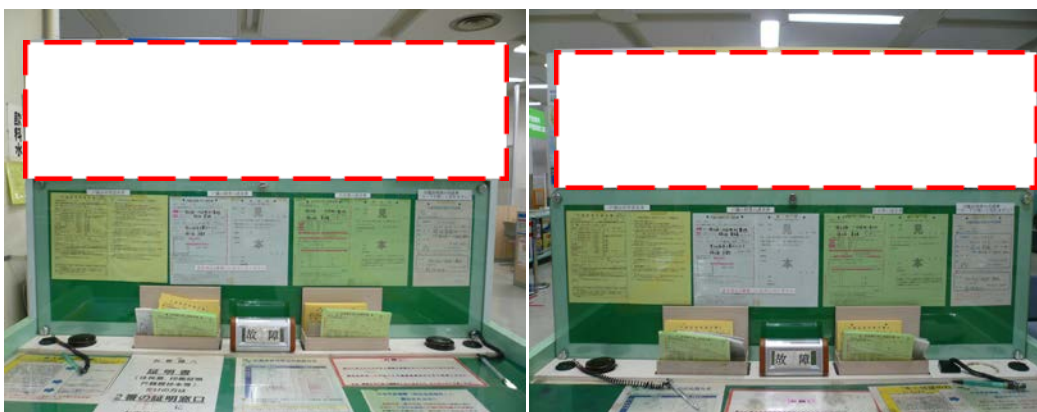
① カウンター下 縦62cm×594cm



② カウンター下 縦64cm×275cm (118cm+59cm+98cm)



③ 記載台<両面> 縦32cm×113cm (片面)

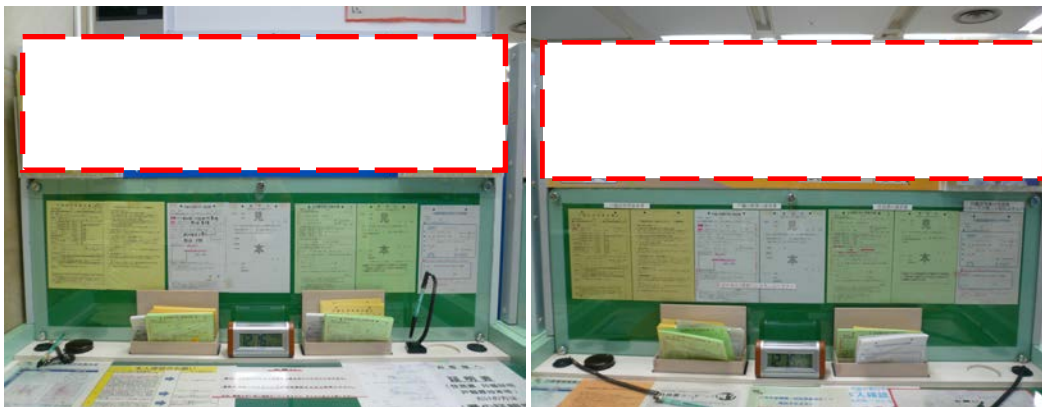


■地図・写真等 2

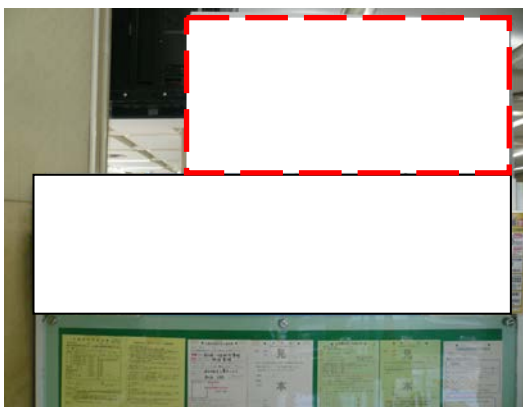
④ 記載台 縦 32 cm × 84 cm



⑤ 記載台<2基横並び> 縦 32 cm × 113 cm (一基)



⑥ ⑤に記載台の上 縦 40 cm × 113 cm

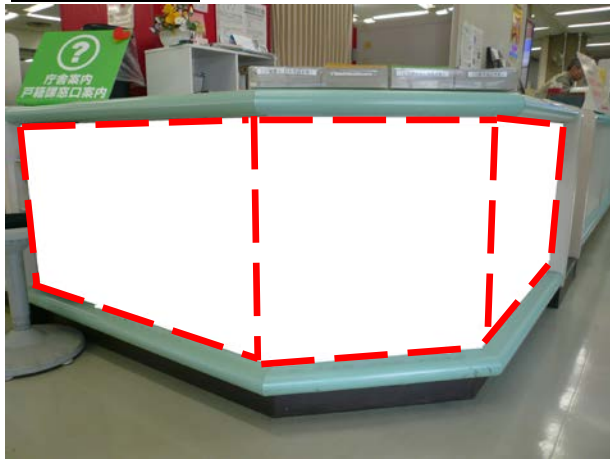


広告の掲示場所

① 2, 3番窓口(証明発行窓口)

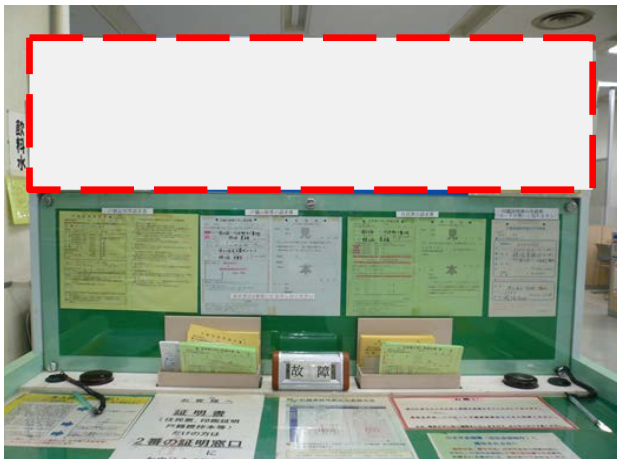


② 戸籍課案内 ②のカウンター(案内窓口:登録担当)

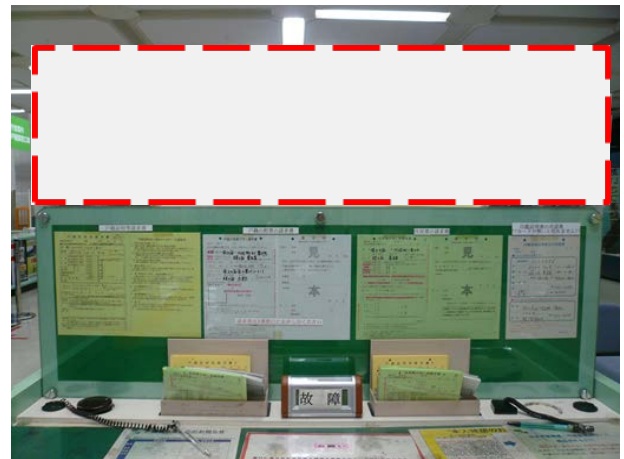


③④⑤ 記載台

③記載台



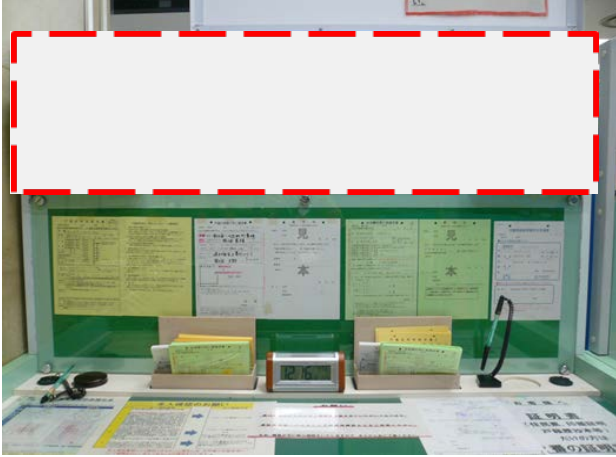
③記載台(反対側)



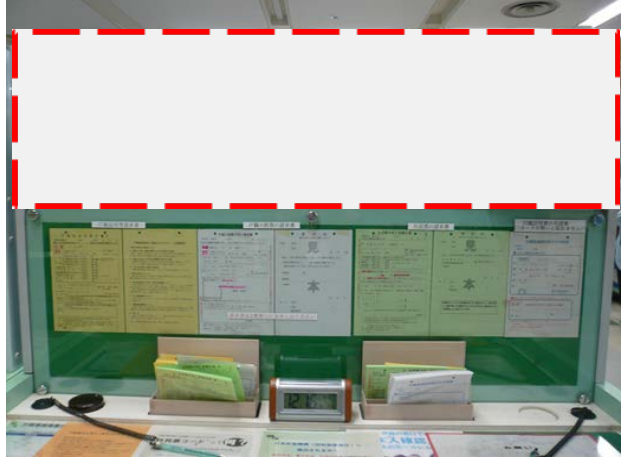
④記載台(座席)



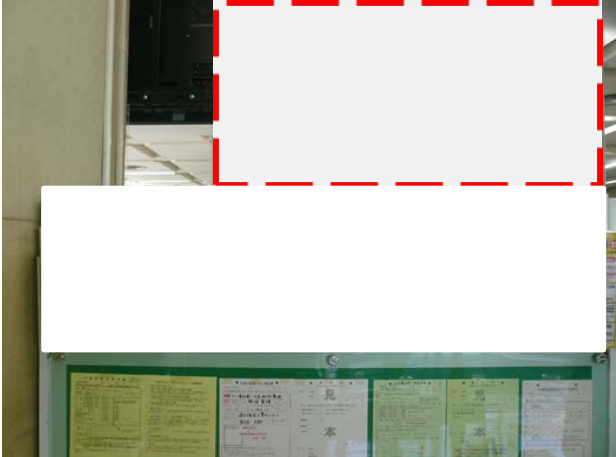
⑤記載台(2台の内の左)



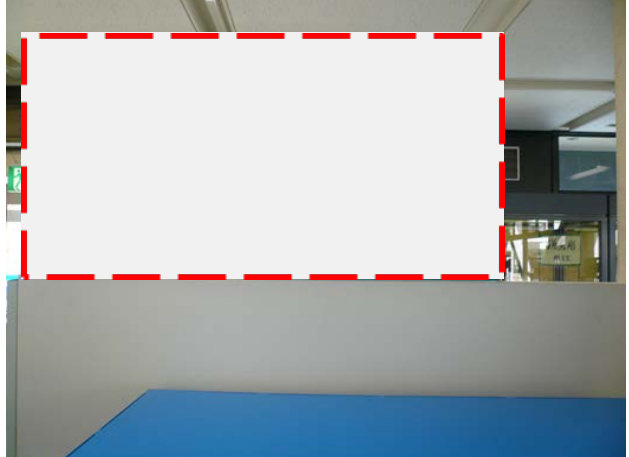
⑤記載台(2台の内の右)



⑥ ⑤記載台の上



⑥ ⑤の記載台の上(反対側)



※⑥については、片面のみの掲載になります。

※①～⑥の近くには、広告を活用した番号表示板が設置されています。(別紙1参照)

納付希望金額

広告掲載場所		掲載可能サイズ	金額（月額）
戸籍課案内 及び 各窓口カウンター	別紙レイアウト図 (①)	縦 6 5 cm × 横 5 9 4 cm	1 3, 0 0 0 円
	別紙レイアウト図 (②)	縦 6 4 cm × 横 2 7 5 cm	8, 0 0 0 円
記載台	別紙レイアウト図 (③)	縦 3 2 cm × 横 1 1 3 cm	(両面) 8, 0 0 0 円
	別紙レイアウト図 (④)	縦 3 2 cm × 横 8 4 cm	4, 0 0 0 円
	別紙レイアウト図 (⑤)	縦 3 2 cm × 横 2 2 6 cm	(並列 2 基分) 8, 0 0 0 円
	別紙レイアウト図 (⑥)	縦 3 2 cm × 横 1 1 3 cm	(片面のみ) 4, 0 0 0 円

※①～⑥については、行政財産の目的外使用となりますので、別途、使用についての申請及び使用料の納付が必要になります。